

英国排出量取引制度（UK-ETS）の海運セクターへの適用について （第2報）

各位

ClassNK テクニカルインフォメーション [No.TEC-1371（2025年12月16日発行）](#)にてご案内の通り、英国排出量取引制度（UK-ETS）の海運セクターへの適用が2026年7月1日から開始されます。

今般、正式に英国排出量取引制度の対象を海運セクターに拡大する法令（「The Greenhouse Gas Emissions Trading Scheme (Amendment) (Extension to Maritime Activities) Order 2026 (Statutory Instruments 2026 No. 392)」以下、UK-ETS 規則）が制定され、予定通り2026年7月1日に発効となります。また、本法令の発効に先立ち、既存の英国関連航海に関するCO₂排出量のモニタリング・報告・検証制度（以下、旧 UK-MRV 規則）が2026年4月3日に廃止され、今後はUK-ETS 規則に従い、英国関連航海におけるGHG排出量のモニタリング・報告・検証を行うこととなります。

上記に伴い、新たに判明した情報をお知らせいたします。

1. モニタリング・報告・検証対象の航海について

2026年7月1日以降は、UK-ETS 規則に基づき、GHG 排出量等のモニタリング・報告・検証が求められます。一方で、旧 UK-MRV 規則は2026年4月3日に廃止されております。

上記に伴い、2026年1月1日から7月1日までの英国関連航海及び英国港湾に停泊中の排出量等データの取り扱いは以下の通りとなります。

対象期間・航海	適用規則	データの取り扱い
2026年1月1日から4月2日 ・ UK-UK 航海(At sea) ・ UK-非 UK 航海(At sea) ・ UK 停泊中(In port)	旧 UK-MRV	検証機関への報告・検証が必要
2026年4月3日から6月30日	なし	検証機関への報告・検証、並びに管轄当局への報告は不要 (なお、IMO-DCS のため、年間航海の報告自体は要求されます。)
2026年7月1日をまたぐ航海 (7月1日より前に英国の港湾を出発し、同日以降に別の英国の港湾に到着する航海) ・ UK-UK 航海(At sea) ・ UK 停泊中(In port) *UK-非 UK 航海(At sea)は対象外	UK-ETS	検証機関への報告・検証が必要 (7月1日をまたぐ航海は、7月1日00:00以降の部分のデータのみ管轄当局への報告が必要)

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカルインフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは [ClassNK のウェブサイト内「テクニカルインフォメーション」](#)でご覧いただけます。

2. モニタリングプランの提出期限

ClassNK テクニカルインフォメーション No.TEC-1371 にてお知らせした通り、海運会社は、UK-ETS の排出量報告システム（Manage your UK Emissions Trading Scheme, METS）上で UK-ETS モニタリングプランを作成し、管轄当局に提出の上、管轄当局の審査を受けることが求められます。（ClassNK 等、検証機関によるモニタリングプランの審査は行われません）

2026 年 7 月 1 日以降、英国の港湾に最初に寄港*した日から 42 日以内に管轄当局にモニタリングプランを提出する必要があります。

（* "寄港"とは、貨物の積み下ろしを伴う寄港を指します。）

なお、4 つの管轄当局のうち、イングランドは METS アカウントの開設及びモニタリングプランの早期提出を受け付けており、2026 年 7 月 1 日までに申請されたモニタリングプランの申請手数料及び MOHA 開設費用は無償とされています。（多くの会社は、イングランドが申請先と想定されます。）申請先については、ClassNK テクニカルインフォメーション No.TEC-1371 をご参照ください。

モニタリングプランの提出手順については、以下の動画をご参照ください。

[UK ETS Maritime Guidance - YouTube](#)

3. Maritime Operator Holding Account (MOHA)の開設について

排出枠（United Kingdom Allowances, UKA）の償却口座である MOHA は、管轄当局へのモニタリングプランの提出及び審査が完了した後、管轄当局により開設されます。MOHA 開設に必要な書類は別途連絡されますので、管轄当局の指示に従ってください。

4. UK-ETS サイトビジットについて

検証機関は、エミッションレポート（annual emissions report）の検証のために、リスク分析の結果に基づき、検証中の適切な時期に海運会社へのフィジカルサイトビジット（会社訪問）を要求されます。

フィジカルサイトビジットに代えて、オンライン等での「バーチャルサイトビジット」を実施することも認められていますが、これには「海運会社の合意」と「管轄当局の事前承認」が必須となります。バーチャルサイトビジットを希望する場合、海運会社は報告年度の翌年 2 月 28 日まで（または当局が別途指定する日まで）に、管轄当局へ承認申請が求められます。サイトビジットの実施については、エミッションレポート検証の時期までに弊社からご連絡させていただきます。

5. 罰則

以下(1)から(5)に該当する場合、該当する項目ごとに罰金が科されます。

- (1) モニタリングプランを上記 2.の期限内に提出していない場合
- (2) 管轄当局からモニタリングプランの修正が必要と通知されて 31 日以内に、修正を提出していない場合
- (3) 管轄当局によりモニタリングプランに個別に追加された条件に従っていない場合
- (4) 排出量のモニタリングを行っていない場合
- (5) 対象となる報告年度のエミッションレポートを、検証機関による検証を受けた上で、翌年 3 月 31 日までに管轄当局に提出していない場合

罰金額:

20,000 ポンド

上記に加え、管轄当局から通知が行われた日から起算して 1 日当たり 500 ポンド（上限: 45,000 ポンド）。

（次頁に続く）

6. 弊会の対応

海運会社様が UK-ETS 関連の検証にご利用いただけるよう、MRV 認証用システムである ClassNK MRV Portal の改修を行います。Portal 改修の詳細は、準備でき次第改めてお知らせいたします。

参考 URL: [UK-ETS 規則](#)

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 環境部 DCS 部門

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7 (郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-3025

Fax: 03-5226-3026

E-mail: dcs@classnk.or.jp

弊社公式 LinkedIn ページでは、IMO・IACS・EU の規制、PSC 動向など、
海事分野における最新情報や弊会の各種活動を発信しています。
右のバナーより是非フォローをお願いいたします。

Follow ClassNK at  